

Title	回顧的損益計算に於ける先見的要素：フィッシャーの貸借対照表価値論
Sub Title	
Author	山田, 正夫
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.12 (1932. 12) ,p.2489(123)- 2513(147)
JaLC DOI	10.14991/001.19321201-0123
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19321201-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カベエの體系はサン・シモン、フウリエのそれに比して決して勝れたものとはいへない。否着想、規模、想像力、素養に於いても多少の遜色あるを免れない。サン・シモン、フウリエの後進者として聊か不首尾といはねばならぬ。「イカリイ旅行記」は好評を博したといはれるが、それは其體系の價值によるものであると言ふよりも、寧ろ平易に解かれて親しみ易かつたためであらう。この意味で彼の影響は侮り難いものであつた。カベエ主義を信奉するものでも、これを實現すべくアメリカに渡つた者は決して多くはなかつた。寧ろフランス國內に於て之れを實行せんと欲するものが多數であつた。之と共に初期獨逸社會主義運動に及ぼした影響も僅少ではなかつた。初期獨逸社會主義運動は國外の首都で行はれた。パリもその重大なる舞臺の一であつた。一八四〇年頃此地に正義者同盟と稱する獨逸社會主義者の結社があつて當時 Hermann Ewerbeck が主宰してゐた。彼は熱心なるカベエの祖述者で、カベエの著作 *Voyage en Icarie*、及び *Comment je suis communiste et non Credo communiste* は共に彼の手で獨逸語に翻譯された。彼に率ひらるゝ同盟は之がため一時は全くカベエ主義の風靡する所となつてしまつた。然し間もなくマルクシズムの擡頭と共に急速に其の勢力を失つてしまつた。空想主義は相率ひて科學的社會主義に地歩を讓ることとなつた。カベエの共産主義はフランス社會主義史上に咲いた最後の花であらう。

回顧的損益計算に於ける先見的要素

—フィッシャーの貸借対照表價值論—

山田 正夫

『貸付對照表の回顧的目的』なる題下に本誌第二十五卷第七號を通じて其の前半を紹介した R. Fischer の著 *Ueber die Grundlagen der Bilanzwert* の後半を此處に公にする。本稿の表題と同じ題名の與へられてゐる第二編は第一編に次ぐ第九章に始まつて第十七章に終る九章より成るが、此處に收録したのは其の第十二章に至るまでの四章であつて、便宜上第九章を以つて第一章に充て以下原著の章數に依らないこととした。此の部分は所謂貸借對照表價值論に該當するもので、爾後の諸章と切り離して見ても格別不都合はないけれども、猶ほ第十三章以下斯かる價值論の根據に立ち入つて解説を行つてゐる部分は慶應義塾産業研究會發行の「産業研究」第七輯の誌上を藉りて發表する機會を與へられたから、就いて参照せられんことを希望する。

第一章 回顧的損益計算に於ける先見的要素の出現は如何に説明せらるゝか

商事上の損益算定の數字を獨立評價に基いて左右することが專斷であり反則であるといふことが確められ、且つこの方法を支持せんとする商法第四十條が否定せらるゝに及んで、茲に始めて商事上の實際に行はれてゐる原價の修正變更に關しての敘述を始むべき順序となつた。

回顧的損益計算に於ける先見的要素

此の修正變更の是非を判断するに當つて正しい立場を取るためには、先づ財産目録及び貸借対照表の目的に立ち歸らなければならぬ。

貸借対照表に具現される損益算定の目的は、商事企業の所有者並びに管理者としての商人に、その財政状態を出来るだけ精密に認知するの機会を與ふるに在る。何となれば、凡そ營業の所有者は、自己の營業の指揮操縦を掌握して、之を隆盛に赴かしめんと欲するならば、その財政關係を展望せねばならぬといふ事實は、敢て證明を俟つまでもないからである。従つて彼は嚴密に云へば、諸帳簿の内容を常住念頭に置いて居なければならぬ。併しなからこれは實際には行はれ得ぬことである。彼は諸帳簿に記録されてゐる營業上の出來事を通例概括的に考察するのみに止まり、従つてその現状は唯多少實際に接近した輪廓を觀取してゐるに過ぎない。

併し彼は、少くとも年一回は、それをすつかり精密に觀察しなければならぬ。これ定に貸借対照表作成の慣習に對する本來の動機に外ならない。即ち商人は營業收益の外に、また其の營業財産の構成部分を簿記上から早取寫眞に撮し出す。更にこの影像を出來る限り實物に忠實なものとしようとするには、豫め簿記を誤謬のない様にしておくことが絶対に必要である。かくて財産目録作成の慣習は生じ、之に依つてそれまで記録されてゐなかつた營業財産上に生じた減少が明かにされるのである。

従つて貸借対照表の作成並びにそれに先立つて行はれる財産目録作成の慣習の眼目は、商人が營業方針をその財産状態に應じて樹立し、その負ふ所の合理的營業管理に任務のために營業財産の數量的性質を、悉く確實精密に調査せんとするに在る。従つて商人が斯かる慣習を、更にその本來の目的の意味に従つて益々完成して行つたことは、定に當然であつて、詳しく云へば今や財産目録に依つて統制せられた數字が、合理的な判断に従つて信頼する

ことの出來る營業財産の處理に對する基礎となるに至つたのである。先づ財産目録の目的が第四章に記述せるが如き重大なる誤謬を、簿記及びその一定時點に於ける影像たる貸借対照表から除去することに在るとすれば、かゝる目的は將來に對して一層重要なものと解釋され、一層深遠なる意味を有つものと思惟せられる。始め財産目録及び貸借対照表を作成する習慣の生じた當初に在つては、商人は一目瞭然、何人にも直ちに理解し得るやうな、營業財産の成果に關する調査といふことまでには想到せず、現在高計算に於ける重大なる誤謬を除去するのみで既に満足して居つた。併しながら後年の商人はもはやこれだけでは甘んじてゐなくなつた。後に及んで商人は、銘々が自ら僅かづゝ集積し、傳統に依つて遙かに増大し、而して漸次に常に益々その範圍を擴大してゆく、經驗を基礎として、財産目録及び貸借対照表を一層高遠な見地から解釋し、現在及び將來の經濟上の出來事の間存する相互作用及び内部關係に基いて、將來の事情に對して或る程度の注意を拂ふに至り、特に將來に生ずる一定の損失を現在の損益計算の中に編入し、かくてかゝる損失をその以前に轉嫁する様になつたのである。

もはや簿記及び貸借対照表は自己目的たる能はずして、唯或る目的に對する手段たるを得るのみであり、而してその目的たるや、一に商人に對してその營業財産の合理的處理に對する十分の手懸りを與ふることに外ならぬのである。斯くの如き次第で簿記數字の確定が數字そのものゝ爲に行はれるのでないとすれば、それは正に豫見の爲めの考察を行ふことに歸着する。従つて貸借対照表が先見的、豫防的要素を示しても、決して異とするに足らない。損益計算の調製の際に於ける經濟的豫防の發達に對しては、營業財産の性質、即ち所謂流動性なるものが有力なる影響を及ぼした。定に此の流動性は、貸借対照表を作成する者が明瞭なる誤謬を除去せる後に現はれる簿記數字を其儘信頼して、それに従つて營業財産に關する處理を行はうと欲するが如き事情の下に、必然的に貸借対照表に顯

はれてくる危険を始めて完全に認識せしめるのである。

實に斯様な譯であるから、營業財産の數量に關する經驗則は、その性質との關係を知るに及んで始めて完全に認めらるゝに至つた。併ながら此の性質、即ち流動性に先立つて、商事上の専門的な、且つ讀者に取つて縁の遠いやうな問題よりも、營業財産の數量に關する手近かな經驗則を取り扱はねばならない。

之に依つてまた、貸借對照表に於いて簿記數字を單に複寫するだけでは解くことの出来ない、貸借對照表上の或る現象が明かにされる。即ち損益算定としての貸借對照表は、原則上過去の數字の領域に限られ、唯これのみに基いて作成せらるゝものであり、單に在來發生した營業上の出來事を回顧的に總括して再現すべきものであるが、その影像是先見的要素の影響の下に多少變改されるのである。何となれば財産目録及び貸借對照表の作成の時に於ける簿記の數字が將來の出來事の見地に據つて觀察せらるゝならば、貸借對照表調製の時に於ける過去に關係ある簿記數字は、正に或る程度に於いて將來の出來事を考慮して修正されねばならぬ筈だからである。かくて純粹の回顧的貸借對照表は、また多くの先見的要素を包含するものたることを知る。以下の詳論は専らその論述に充當せられるであらう。

第二章 債務者勘定の評價

個々の財産構成部分の評價が全然簡單でないことは、先づ第一に商人以外の者に依つて判斷される債務者勘定の場合に、既に之を認めることが出来る。嘗に實際の評價が著しい障害に當面するのみならず、その際に觀察される諸關係も亦、終局に至ると多大の抽象的困難を惹き起すに至るのである。

先づ最初の種類の困難を擧げる。負債者の評價に際しては、其の支拂能力を問題にするのは自然のことである。

一體、財産目録作成者は、債務者勘定の實價に對する見解の基礎を何處に置くかといふに、當該購買者がその債務を如何に整理するかといふ點であることは、云ふまでもない。併しながら此の標準は危険な弱點を有してゐる。何となれば常に支拂期限を經過する買手も、何時かは又資力の甚だ豊富となることもある譯であつて、その場合には彼の支拂の延滞は、結局これを許して信用を與へて呉れた者を犠牲として、自らを益することに歸着するからである。支拂期限は慣習に依るものであるから、商業の種類に従つて夫々一ヶ月から六ヶ月に至るまで様々であり、往々それ以上に亘ることさへある。けれども買手は、一般に債權者が彼を取引先から失ふことを懼れて、期日經過の際にも直ぐさま利子を要求したり、況んや訴訟を起したりしないといふことを十分知り抜いて居るから、往々にして支拂期日を嚴守しない。その結果として、満期となつた債權債務に對して悉く利子を附けようとする多數の法律註解者に依つて唱へられる主張が、概して賣掛金勘定及び買掛金勘定に對しては適合しなくなる。

併し又嘗に支拂の延滞者に支拂能力の甚だ豊富な場合があるといふのみではない。之と反對の傾向の下に在つても、債務者の状態をその支拂方法に従つて判斷するが如き標準は、同様に甚しい誤を犯すものであり、而も此の場合には大なる損失を蒙る原因ともなることがある。といふのは外でもないが、商人は各自自分の財産状態が自分の支拂ひ振に依つて判斷されることを知つてゐるから、財政状態の良くない買手でも、自分に長期に亘る信用を與へ、場合に依つては猶ほ一層これを増加することを許して呉れる様な債權者に對しては、迅速な支拂を行ひ、以つて彼に對する確實なる債務者たるの外見を維持せんが爲に、他の債權者を等閑にしてもその全力を傾倒する様なことが出来る。だから彼が破産に陥つた場合には、規則正しい債務返済振に信頼を置いてゐた債權者が大なる損害を蒙ることになるのである。

取引先の状態を確める他の方法は、周知の如く、商人が手に入れることの出来る報告である。茲には特にこの報告に附随する缺陷を指摘せねばならない。十中八九の場合、かゝる報告の窮極の源泉は、照會に依つて之を求めた他の債権者の申告である。然しながら斯うした方面から集まつてくる報告は、其の儘には承け容れられない。何となれば質問を受けた者が債務者の状態に就いて大いに疑問を懐いてゐる様な場合には、彼等は目前の利己的な動機に駆られてその報告を良い様に紛飾し、往々にして事實と相違せしむるが如き傾向がある。さすれば、彼等の有する債権が多額であり、而して又その與ふる信用が多額であればある程、當該債務者は破産に陥ることなく、而も之によつて彼等は他人に危険を負担せしめ得るか、或は少くとも照會者の信用を保證せる結果、質問を受けた者が貸借關係から脱退するに至るまでその破産が延期されるといふ利益が増すのである。

債務者の支拂能力に對する疑ひと同様の疑問が、訴訟に係つてゐる債権の法律上の存在に就いても成立する。斯くの如き見地から争はれる實際問題及び法律問題が、評價の結果を甚だしく疑はしいものにする事實は、何れの法律家も能く知悉する所である。

かくの如き次第で債務者勘定の評價の爲に考察される事情は非常に不定なものと思はれる。同じ債務者に就いても、或る債権者はその債権を百パーセントに、他の債権者は五十パーセントに、而して更に他の者は或ひは二十五パーセントに、定めるかも知れない。従つて個々の債権の實際に適切な評價といふものに就いては、通例何等の信用も置くことが出来なくなる。斯るが故に大規模な純粹販賣營業乃至製造業の所有者は、債権を個別的に評價することを廢棄してゐる。彼等は却つて債権を全體として評價の對象とし、それから演繹して次の様に考へる。即ち、前年に於いては債務者勘定の中これだけの率が損失に歸した、この經驗上の事實を自分は今會計年度に繰り越して

その上で掛貸金に對する損失を推算しよう、と。かゝる率は、第一には營業の部門に従つて、更に之に次いで營業業主が自己の顧客の選擇に特殊の注意を拂つたか否かに従つて、著しく相異なるものとなる。此の債務者勘定の總額に對して行ふ減價銷却の場合に、猶ほ往々債務者の状態に影響を及ぼす事情、従つて一般の景氣並びに特に購買者の屬する部門の景氣に就いて、相當の考慮を費すべきことは、云ふまでもない。

斯かる評價法に於いては、個々の債務者勘定に對しては何等の數字上の變更も加へられてゐない。債務者勘定の總體から控除せんと欲する金額は或る特殊の勘定に移され、而してこの勘定は貸借對照表の貸方側に記載せらるゝこととなるのである。

貸借對照表の作成に際して、總括的減價銷却を行ふ勘定の設置に依つて債務者勘定の全體から削減される額は、個人的の、即ち個々の債務者勘定に對して行はれる控除と同様に、將來よりは寧ろ貸借對照表作成の時に既に存在せる損失と看做される。總括的減價銷却に於いても等しく、既に發生せる損失が問題であることに就いては、既に裁判所の意見の一致する所であり、且つ多數の學者も亦同様の見解を述べてゐる。

これ等の點に關聯して次の如き觀察が行はれる。乃ち此の場合に債務者勘定の評價は、實に實際上に於けるのみならず、抽象的にも亦甚しい困難を伴ふことが明かである。何となれば債務者勘定に對して行はれる減價銷却の本質を詳細に研究するならば、その特殊の事情、乃ちかゝる減價銷却の偶然的性質、更に詳言するならば實際的な觀察點から懸け離れた、而も猶ほ常に存在してゐる所の、損失に歸したと看做された金額を、後に及んで回収する可能性を考慮せざるを得ないからである。蓋し、損失として記帳せる金額の回収に對して、たとひ僅かながらも蓋然性が成立し、それ故に減價銷却を行つたにも係らず猶ほ其の債権額が存在するものと觀察することは、理論的に正しい

理由が存在すると主張しても決して誤りではない。

債務者勘定に就いて行はれる減価銷却の矛盾的性質に對するかゝる觀察法は、云ふまでもなく實際上の評価執行に對しては無意義に均しいが、理論上の見地に於いては勿論決して輕視す可からざる重要なことである。何となれば、唯これに依つてのみ、債務者勘定の總體から控除する額を轉記せる勘定が、何故簿記上に於いて異つた表示をされるか、そして又それから推定される通り、勘定及び減価銷却の本質に關する實際上の見解が何故區々であるか、が理解されるからである。此の勘定は或は保證勘定と呼ばれ、或は保證積立金と呼ばれ、或は貸倒金勘定と呼ばれ、更にこれ等を混合した貸倒準備金勘定及び保證積立金勘定等の名稱が存在する。かくの如き様々な名稱は、この勘定に移される債權額の未だ存在するもの、及び最早存在しないものに對して、評價者の取る様々の立場を反映するものである。即ち保證積立金並びに貸倒準備金勘定に於いては、明かにかゝる金額が猶ほ存在するといふ意見が重きをなして居り、保證積立金勘定に於いては積立金及び勘定なる相對立する帳簿上の術語を集めることによつて、數字的に表現すれば不可能なことを、換言すれば當該金額が謂はゞ同時に存在し且つ存在しないといふことを、一語の内に現はしてゐる。既に上に述べた通り、大多數の簿記學者は貸倒勘定に於いて評價勘定を、即ち實際損失に歸した財産部分を包含する勘定を、意味して居るのである。ジモンの見解も亦斯くの如くである。

之に反對するものとしては實務家たるペロオラヴェックの意見を指摘しなければならぬ。即ち彼は貸倒勘定は一時的勘定であると主張してゐる。この専門的な表現を一般に理解し容易ものに言ひ換へる爲には、ペロオラヴェックは次の如く説明するだらう。寔に事實としては貸倒勘定に移される金額は未だ存続せるものと見做されるのであつて、従つてその實際上の損失は、最初は將來に發生すべきものと見做されてゐる。併しながら經濟上に於ける合

理性の原則からすれば、それは現在經過しつゝある計算年度の損失として取扱はれるのである、と。

この言葉に依つて非常に重大な意義を有する意見が述べられてゐる。ペロオラヴェックは之に依つて債務者勘定の評價に對して、營業財産の爾餘の全部の評價、乃ち總體としての營業財産の評價に當つて、常に繰り返して行はれる一事を、原則として樹立した。尤も、その原則は債務者の場合には單に輪廓が認められるに過ぎないが、その他の場合には遙かに明瞭に顯はれ、到る所で觀察者にありのまゝの姿を見せるといふ相違がある。原則。從來に於ける經驗に基いて將來の策を講ずること。

第三章 使用物件の評価

使用目的物の評價は、經濟的乃至理論的關係に於いて債務者勘定の評價に比べて一層重要ではないまでも、少くとも之と同様な地位に在るものと云へる。それは裁判所に於いても、文獻上に於いても、法律學者に依つても、簿記學者に依つても、極めて簡單に取扱はれてゐる。而して結局使用物件には使用價值が付けられ、消耗するの故を以つて之に減價銷却を行ふのであるといふこと以上には、何事も説かれてゐない。

物の効用若くは有用性なる語を以つては、物が使用に依つてその所有者に與ふるあらゆる經濟的利益が意味され、これに相當する價值は使用又は効用價值と呼ばれる。このことを前提とすれば、使用物件の使用價值と貸借對照表價值が一致すべきであるといふことの否定せらるゝは勿論である。(明かに不可能なことではあるが)物の使用價值が一般に數字として表はし得るかどうかといふ點は、此の際全然問題とはならない。貸借對照表價值と經濟的價值、即ち使用價值とが同一であるといふ見解は、第一篇に於いて誤謬と認定した獨立評價の原則と共に、全く無造作に覆へされた。簿記も、従つて亦貸借對照表も、全く唯或る物の獲得に費された費用に關係あるのみである。従つて

損益算定の遂行に當つて使用物件に就いて生ずる任務は、唯調達に費用を適當に處理することのみである。斯くて吾人は調達價格に就いて年々貸借對照表上に繰り返へされる減價銷却を問題とする。この減價銷却に就いては、一般にも、最高裁判所の判決並びに法律學者及び簿記學者に在つても同様に、物件が消耗するが故に減價銷却が行はれるのであると言はれてゐる。けれども減價銷却を斯く一般に考へられてゐる様に解釋するのは間違つてゐる。何故かといふに減價銷却は、これに依つて使用價值の減少が數字的に表はされるから行ふのである、と考へるからである。然しながら實際上に於いては、使用能力の減少は減價銷却の直接の原因ではなく、唯その間接の原因たるのみに過ぎない。この命題の後半に對する證明は可成り複雑であるが、これに反して其の前半の正しいことは、減價銷却は直接に使用能力の減少に基くものであるといふ、一般に固持されてゐる見解が正しくないといふことと共に、比較的迅速且つ容易に指摘出来る。

各年度の終りに銷却される金額に依つて當該年度中に實際に發生した消耗が數字的に表はされるといふ主張は、唯獲得年度に於ける最初の帳簿價值に依つてその物件の使用價值が記録出来るといふ前提から出發する場合に、可能なるのみである。而して斯くの如きは、既に吾人の指摘した様に原理上間違ひである。蛇足ではあるが既に第一章に於いて掲げた例を回想して見よう。即ち、同じ機械が、換言すれば精確に同一の使用價值を有する機械が、或る場合には高價で、他の場合には安價で購入され、各々の購買者に依つて購買年度の貸借對照表に夫々異つた購入價格に從つて記入される。斯く使用物件の當初の帳簿價值が當初の經濟價值に相當するといふことは歴然たる誤謬であるから、從つて又獲得價格の時々の殘額は當初の効用價值の時々の殘高に該當し、減價銷却は遞減し損失に歸した使用價值に精確に一致するといふ推論も、絶対に誤謬でなければならぬ。

この簡単な命題のみで既に、使用價值の減少が帳簿價值の減少と直接の關係を有するといふ見解の、全然維持す可からざる理由となすに十分である。

併しながら猶ほ一層歩を進めることが出来る。たとひ當初の帳簿價值は、使用に役立つ物件の最初の使用價值を表はすといふ間違つた見解が正しいと想定するにしても、時々の帳簿價值、即ち各年度の減價銷却を行つた後に殘存してゐる獲得費用の殘額を、當該物件の時々の使用價值と稱するが如きは、猶ほ全くの誤謬である。何となれば、使用價值の減少が帳簿價值の減少と併行してゆくといふ見解を誤つて主張をする者は、常に貸借對照表價值の決定と獨立評價との間に存する、既に十分注意を與へておいた混同に就いて、誤を犯してゐるのみならず、就中あらゆる使用目的物はその使用時期の終りに當つて使用能力に對する實際の損失を蒙るのであつて、從つて使用價值の減少は、總利用時間中の僅かな部分、而も多くの場合極めて微少な部分に就いて、平均的に考察されるにも係らず、それが各年度に於いて銷却され、而も大抵均等に銷却される様に計られてゐる、といふ根本的な事實を看過してゐるのである。多くの極めて重要な使用目的物にして、企業が利用時間の終局に於いても猶ほ最初に於けると同様の經濟的利益を享けてゐると云つても差支ないものがある。建築物、蒸汽若くは電氣を以つて運轉せらるゝ鐵道の軌條並びに電氣鐵道の電線、及び鑛山企業に於ける鐵索道の如きが、これに屬する。そして他種の使用目的物、例へば機械とか馬匹とが數年を経過して實際に使用能力を失ひ始めた場合には、通例營業主は之等のものを、それ以上餘り長く經營上使用しようとはしない。けれどもその本來の使用能力の一部が喪失したにも係らず、猶ほ數年は使用出来るといふことを假定してさへ、減價銷却を直ちに使用能力の減少と結びつけて、使用期間の全般に亘つて年々行はれる減價銷却は各年度に生じた使用可能性の減少を現はし、その後に残存する獲得價格の殘額は時々の使

用價値を表はすとなす通説の合ひ言葉を真似ることは、猶ほ明瞭な不當であらう。

以上述べた所に依つて、使用物件に對する減價銷却が如何なるものでないか、指摘されたとすれば、これからはそれが如何なるものであるかを指摘しなければならぬ。これを行ふに當つては必ず可成り廣汎に亘つて觀察を行ひ、實例を緻密に構成してみない譯には行かない。何となればかくしてのみ始めて減價銷却の本質に對する眞實の洞察がなし得らるゝからである。

或る小工業の所有者が、石炭、原料品その他の引取り、乃至完成品の搬出のために荷馬車所有者の馬車を利用せねばならぬものとする。この企業は好調に進行してゐる。その結果貸馬車に依る運搬は増加し、それと共に費用も増加する。そこで該工業家は自分の馬と車とからの収益を熟考し、次の様な計算を行ふ。二頭の馬の獲得費は二千マルク、荷車のそれは七百マルクになる。馬の飼養料には年々一千七百マルクが、そして馱者に對する賃銀には一千二百マルクが見積られる。現に存する建物の中に厩舎を造る爲に始めて一千マルクが、而して其後年々繰り返へされる支出として三百マルクが見積られる。

この工業家は前年度に於いて貸馬車に對して凡そ四千マルクを支拂ひ、又將來に於いてもかゝる費用が猶ほ著しく蓄むことを期待せねばならぬとすれば、今後運搬營業を自分の馬車と馱者とを使つて行ふ方が遙かに有利となるであらう。彼は次の如く勘定する。荷車は凡そ十年乃至十二年間使用し、馬は七八年間使用することが出来る。若しこの先き貸馬車でやつて行くとすれば、今後八年間の内に見積りにして凡そ四萬マルクの費用が発生することになる。之に反して自分の馬車を使つて行けば獲得及び建築費として $2,000 + 700 + 1,000 = 3,700$ マルク、更に經常費として年々 $1,700 + 1,200 + 300 = 3,200$ マルク、従つて八年間には二萬五千六百マルク、といふことに

なる。故に自己の馬車の獲得に對する支出は八年間に就いて $3,700 + 25,600 = 29,300$ マルクと見積られ、他人の馬車を賃借する場合にはそれは四萬マルク以上の見積りとなる。併しこの場合でも猶ほ、始めは自己の馬車の恒久的使用に對する準備より生じ、そして更にこの馬車が八年より長く使用することの出来る點から生じてくる、利益は未だ全然計算に入れられてはゐない。

かういふ次第で該工業家は、自分の馬車と共に自分の馬を其の經營に於いて使用する様になる。

扱この年度の終りに當つて馬車と馬との獲得費用、換言すればその調達費に對して、彼は如何なる處置を取るであらうか。商人として彼はこう考へるだらう。原料品、石炭等の搬入及び搬出に對して自分は在來他人たる馬車所有者に支拂をせねばならなかつた。この支出は經濟的には失費であり、従つてかゝる性質のものとして年度末計算に表はれた。従つて自分は今總ての同様な經濟的目的（一部分は多くの年度に對するものであるが）に向けられた支出を、同様に營業費として取扱ひ、それ故簿記の組織から生じて來ない限り、之を各年度に割り當て、行かなければならない、と。しかもかゝる費用の或る額は、各年度の計算の中に今後と雖も亦従前と同様に自ら含まるべきである。即ち馱者に對する賃銀の支拂ひ、飼養料及び年三百マルクと定められた金額等が之である。之に反して馬車及び馬の購入費はそうではない。何となれば現在嘗て他人の馬と車とが充してゐたと同様の任務を務めてゐる自己所有の馬と車とは、全くその獲得の爲に支出された金額のまゝでその使用年限に引つゞいて關聯して行くからである。それ故該工業家は費用負擔の點に於いて各計算年度の間に生ずる不平等を除かうと努力し、従つて又各年度の負擔をかゝる費用の均等額に近づかしめ、従つてこの額を各年度の計算に於ける損失に算入しようとする。これは、勿論である。而して此際馬が八年目の終りに實際に用に耐へずとして廢棄され、又その獲得以來何等の規則正しい

年度末貸借対照表も作成せられず、唯八年目の終りに當つて八年間を總括的に包含する單一の損益算定が行はれたと假定すれば、その場合馬の獲得費は現在高即ち借方としてではなく、消失せる財産部分即ち損失として當該損益計算上に表はされることになるであらう。

併しながら損益算定は繼續的に勝手に行はれるものではなく、規則正しく毎一年の間隔を保つて行はれるのである。そこで吾々の例に於いてもこの工業家は、營業財産として設備物件を所有してゐる凡ての商人と同様に、定期的に行はれる損益算定の機會に次の様な問題に直面する。即ち馬や車や機械や建物などは、どれだけ長い期間に亘つて使用能力のある物件として考察され、従つて又いつまでそれが帳簿上に記録すべき獲得費として考察されるべきか、といふことである。この點に關して彼は、利用時間の長さに相當する年數に従つて獲得費を等分に割り、かくて馬の二千マルクを八分し、車の八百マルクを十二分し、各計算年度の終りにこの獲得費の商を現在高勘定から損失として銷却するのである。

其の使用物件の貸借対照表上に於ける適切な金額を求める爲には、商人は使用可能性が何の程度まで減少したかといふ點に關する困難な研究、而も常に原理上に於いて謬れるのみに止まらず、大抵の場合全然根據のない筈の研究に立ち入ることは、決してしないであらう。彼は恐らく何年目にその物件が最早や使用に堪えなくなるであらうか、又何時この物件及びこれに對して消費された貨幣が損失に歸するであらうか、といふことのみを、多分簡単に且つ正確に檢べて、それに従つて減價銷却率を決定する。故に減價銷却の遂行に對して直接その原動力となるものは、經營より廢棄する年度に期待される獲得價格の損失であつて、かゝる損失はそれ自身では、たとひ廢棄の時に當つて既に或る程度まで發生して居ようが、若くは又かゝる時期に至つても猶ほ將來に至らなければ始めて發生し

ないものであらうが、結局は使用能力の減少といふことに歸着するのである。

それ故使用物件に對する減價銷却の問題は、或る何等かの評價原則に従つて明かにされるといふことは全然なく、年々の損益計算並びに財産調査に際して執られる合理的財政處理法に従つて解釋される可きである。若し商人が獲得價格の損失を、利用期間の各年度に對する減價銷却の型式に依つて割當てないとすれば、彼は此の物件に投資された金額を終局に於いて、即ち廢棄の後に至つて財産の喪失として年度計算に算入しなければならず、従つて唯一個年度のみがその損失を負擔し、それ以前の諸年度は何れも皆當該物件から利益を享くるのみに止まり、それに應じて何等の損失をも負擔しないことになる。斯くの如き事態の下に於いては、多大の損失も、それが多年に對して配賦されれば、悉く一年に對して賦課されるよりも遙かに容易に耐え得られるといふ事實に、未だ想到してゐない。而もこの事態は經濟的に考察を行ふ者に對して一様に、或る物件の利用に依つて利益を蒙つた年度はそれぞれ其の報償として當該物件に就いて生ずる損失、即ち最早利用することの出来ない當該物件が營業財産から離脱するに及んで將來始めて實際に生ずるところの損失、の一部分を負擔せざるを得ざらしめる、といふ觀念を與へるのである。現在の例に止まつて云へば、各年度が先づその物件から單に利益を享けた後に、八年若くは十二年の中の唯一個年に對して損失全體が負擔として賦課されるべきものとすれば、それは最も甚しい不都合でなければならぬ。そこで純収益を考慮するに先立つて、各年度内に於いて先づ、後年即ち廢棄年度に至つて實際に發生する損失の割當額が、回収されなければならぬ。斯くして年収益並びに相當設備勘定からの損失割當額の銷却が簿記及び貸借対照表で取扱はれることになるのである。

更に別の簡單な例を擧げる。或る有力な製造業者が微々たる當初より現在の隆盛を到すに及んだものとする。彼

はその活動の最初には只賃借せる作業場を有してゐたのみで、當時使用してゐた機械も同様に賃借したものに過ぎなかつた。所が今日では嘗て多數の高價な機械を自ら所有してゐるばかりでなく、土地と共に建物をも所有してゐる。彼の経費が主として作業場及び機械に對する賃借料より成れる往時に於いては、年度計算は自らにして統制されてゐた。所が現在の様に機械並びに建物に對する巨額の獲得費の存する場合に至つては、經濟的考察に基いて、建物及び機械の利用せらるゝ總年度が獲得費の損失を負擔する様にしなければならぬ。といふのはこの損失は、更に繰り返して強調するならば、殆どあらゆる年度計算遂行の場合に、猶ほ將來に存するものだからである。此の例に於ける製造業者はかくて更に機械及び建築物の利用期間に屬する諸年度の計算の中に、將來の損失を算入し、年度収益から將來の損失の割當額を控除した殘高のみを、實収益即ち純収益と看做するのである。

以上の論證に依つてはじめて、一見甚だ簡單の如くして實は誠に困難な、使用物件に對する減價銷却の問題が十分に回答され、これによつて又始めて、減價銷却は使用可能性の減少に依つて直接ではなく間接に起るものであるといふ最初に記述した命題も、完全に解決された筈である。而も使用可能性の減少は、單に使用物件が營業財産から離脱することに對してのみ、直接の原因となり、従つて更に使用物件に投ぜられた部分の營業財産の損失に對する直接の原因となるのである。更に一步進んで、この事實を次の様な逆説で云ひ表はすことも出来る。曰く、使用物件に對しては一般に主張せらるゝが如く、それが消耗するから銷却が行はれるのではなくて、反對にそれが消耗することなきが故に銷却されるのである、と。何となれば、各使用年度に於ける使用可能性の未だ喪失せざる部分は、後年實際に發生する損失の分擔に關する問題を必要ならしめ、かくて之を自ら減價銷却の最終の原因たらしむるに至るからである。

故に商業上の事情に通じない者が減價銷却の本質を判斷するに當つて征服しなければならぬ困難は、甚だ大なると同時に多數に上る。先づ第一に彼は絶對に獨立評價の公理を放棄しなければならぬ。次いで彼は設備物件の獲得に對して支拂はれた原價の中に、亞種の費用を發見することを學ばねばならず、従つて獲得費用を同一の經濟的目的に對する経費とせらるゝが如き支出と比較しなければならぬのであるが、而も斯かる比較は當該使用物件の利用される期間の各年度ではなく、其の總年度を考察することに依つて、始めて行ふことが出来る。最後に彼は其の際に、減價銷却は使用能力の減少と一致するものであり、これを數字的に表現するものであるといふ、尤もらしい、従つて又危険な誤謬に陥つてはならないのである。

貸借對照表の示してゐるあらゆる經濟問題の内で使用物件の處理こそは實に最も重要な、そして又最も興味あるものであつて、ひと度減價銷却の問題を理解した者は貸借對照表の本質の核心を把握したるに等しいと主張することを得る位である。併しながらこれとても局外者が商人の營業財産を以上述べた様な觀察眼を以て見ることに出来る場合に始めて可能なのである。商人以外の者に取つて最も困難なことは、設備物件の中に只消耗してゆく原價の如き相對的意義しか有つてゐない價値を認めるといふことであつて、在來は之によつて絶對的價値を解するの常であつたが、後にはも早斯くの如きものを認めなくなつたといふ點に存する。斯かる觀察法の正しいといふことは、一方に於いては同様な經濟的目的に對して支出せられた明瞭な経費と、他方に於いては購入費に依つて所有財産として獲得された物件との間に行はれる比較に依つて、明かにされる。

以上述べた減價銷却の原則に關する解説に對して、猶ほこれを補ふ意味で今少しく附言しなければならぬ。先づ既述の如く、使用物件を利用し得る期間に對して割當てられる銷却額は、獲得費に一致することは絶對に精密と

はなし難い。完全に正しく云へば、それは當該物件の推測的最終價值だけ減らした獲得費である。何となれば如何なる物件でも、使用物件として使ひ古された後でも、猶ほ場合に依つてはある讓渡價值を有するのであつて、例へば機械は古鐵の價值を、建物は取毀しの材料の價值を持つてゐるのである。

更に建築物に就いて特に補つて置くことは、事業の經營に役立つ家屋用地の獲得價格が年度末貸借對照表の中に適切に處理されねばならぬとすれば、その總額を單なる土地の獲得價格と認むべきものと、その上に存する建物の獲得價格と見做すべきものととの二つの部分に分割しなければならぬといふことである。何となれば土地はその存続する限り之に對して支拂はれた費用が營業財産の中に存在してゐるが、之に反して建物はその蒙る腐朽の爲に消滅し、それと共に之に投ぜられた費用も亦遠からず消滅に歸するのであつて、この故に建物には銷却が行はれるからである。他の使用目的物に於けると同様に、建築物の利用能力の存続期間に就いては經驗が存する。五十種に亘る異なる収益部門に於ける建物の存続期間に就いて、標準として當て嵌まるものを、有名な填地利の簿記學者シエル・バアが表に書き下してゐるが、それに従ふと減價銷却率は獲得價格の〇・三三パーセントから五パーセントまでの範圍を動いてゐることが解る。

設備目的物の平均的使用繼續期間の吟味は決して完全なるものと云ふことは出来ない。何となれば在來存在しなかつた物件が使用に供されるばかりでなく、既に存在してゐたものも亦在來とは異つた方法で使用されることがあるからである。従つて此の點に於いては經驗が集積されることを必要とする。就中新しい機械型態、新しい汽罐設備等の現はれた場合の如きは、減價銷却に對しても新しい要素を付け加へる。即ちそれは、その使用する設備の減價銷却率に絶對的に信頼を置いたり、又かゝる率を設備の生存期間と全然一致せしめたりするならば、如何に危険

であるかといふことを明示するものである。何となれば或る部門に於いて新形式の機械が知られれば、或る者は、就中競争の關係から、古い機械が猶ほ數年に亘つて使用出來るといふ様なことに頓着なく、直ちに在來のものに代ふるに新機械を以つてしようとする結果、新機械の据付と共に舊機械に對して支出された費用は損失に歸してしまふのである。それ故かゝる危険をも亦減價銷却に依つて豫防せんとし、實際に近い生存期間のみに止まらず、何時起るか計り知れない、時期に先立つて生ずる廢棄の爲に短縮せらるべき生存期間を、假想的使用期間と見做さうとするのを通例とするに至る。

實際上に於いては、廢物價值まで減少した獲得費用を豫想的使用年限の數で割ることに依つて得る正規の減價銷却割當額から、屢々相違することが認められる。その相違のあるものは、収益の大なる年には平均額より多く銷却され、収益の小なる年には平均額より少く銷却されるといふ點に存する。併しながらその中には減價銷却の原則に對する何等かの違反が認められず、この原則の主旨に合致した適用が認められる。何となれば、減價銷却額が獲得費を各計算年度に應じて割當てた額であることを知るならば、特に良好な年度に一層大なる損失割當額を負擔させることは、各年度に常に同一割當額を差別なく純型式的に賦課するよりも、寧ろ遙かに適切であると解すべきだからである。此の普通に行はれてゐる減價銷却法に對する違反が是認せらるゝと同一の理由に依つて、別の違反、詳言すれば銷却額を獲得費の割前とはせず、前年度の殘高の割當額として計算する方法は否認されることになる。即ち此の方法は、例へば費用價值一萬マルク、豫想存続期間十年の機械に對しては、第一年度末には一千マルクを銷却するが、之に對して第二年度末には九百マルク、第三年度末には八百十マルク、等々を銷却するのである。その不可なる理由は、此の種の減價銷却は、詳細な説明を俟つまでもなく、最終年度に對する過度の負擔と、従つて亦

減價銷却の根本思想と全然相容れざる結果、とに導くからである。

斯かる觀念は、従前簿記の中に記録されてゐなかつた使用物件を適當な時價に算定することの必要な場合に、最も明瞭に現はれる。それは例へば小經營の所有主が商業簿記を採用する場合に必要である。ジモンがかかる場合に對して與へてゐる注意は、甚だ特色のある有益なものである。即ちその際に技術的専門家の意見を、例へば機械に就いて要求するとすれば、彼に對しては當該物件の確實と認むべき生存期間を訊すことは良いが、それ以上の訊問を行つてはならぬといふのである。これは甚だ適切である。何となれば只技術的問題にのみ通じて簿記及び貸借對照表の問題を知らない者に對つて、その物件の時價を質問すれば、質問を受けた者は必ず何等かの方法で讓渡價値をもち出すに違ひないからである。ジモンはかかる缺陷を避けようと欲するのである。物件の正しい帳簿價値は、恐らくジモンも詳説してゐる様に、先づ減價銷却額を、一方に於いては使用年數の援助により、他方に於いては獲得費の援助に依つて決定し、次いで貸借對照表の作成に當つて既に以前から行はれてゐた様な減價銷却を繰り返す様な方法を取ることに依つて、發見される。かくて當該物件がその使用時間の中頃に及ぶならば、獲得費の一半は銷却せられ、他の一半は現在高勘定に置かれることとなるのである。

かくてジモンは獲得費を實際完全に物件を、使用し得る期間に割當てることを主張する。唯彼は殘念なことに、その個人價値説のために、この觀念に適確なる理論的把握を與へることが出來ずに、この點を逸してゐる。かかる觀念をはじめて原則上に於いて費用平均の方法として認め、かくの如きものとして説明したのはウィルモウスキの功績である。彼はそれを一八九六年に現はれた普魯西所得稅法註解の第一版に於いて詳細に論證してゐる。當時猶ほウィルモウスキの所説を知らざりし著者は『貸借對照表價値』の中で彼と同様の結果に到達した。先入觀に

捉はれずに商事貸借對照表に於ける使用物件の處理法を検討する者ならば、何人でも同様に斯の點に到達するに違ひない。商事上の貸借對照表作成法は、若し最高裁判所の構成員等が商法第四十條の誤れる評價原則に束縛されてゐなかつたならば、既に久しい以前から彼等に依つて正しいと認められてゐたであらう。ひと度かかる拘束が破られれば、適確な費用平均の思想は容易に法律家によつて受け容れらるゝに違ひないのである。

これを一般的にその特色を敘述するならば、それは經濟的要領の發露とも稱す可きである。何となれば商人が財産目録及び貸借對照表に於いて將來に對する豫斷を行ひ、而してこれより退いて現在に對して、實際將來に至つて遭遇すべき損失を轉嫁するとすれば、それは寔に將來に對する用意に外ならないからである。

第四章 無形價値の評価

貸借對照表は財産客體の獲得費若くは生産費に基く損益算定であるから、従つて所謂無形價値と呼べるもの即ち版權、特許權、利益享受權等に就いても、勿論獨立評價は問題とはならないのであつて、唯當該權利に對して支出された金額が、凡そ何の位の期間に亘つて利用の出來るものとして營業財産に屬してゐると看做し得るか、が攻究されるのみである。

従來商法第四十條に従つて財産物件の獨立評價に信頼してゐた人々は、商事上の貸借對照表に於いて無形の權利が如何に現はされてゐるかといふことに特に注意を向けたに違ひない。吾々は先づ版權から考察を始めよう。出版業者に在つては版權勘定なるものは、著作權の讓渡に對して著者に支拂つた金額に關する勘定に外ならない。原稿料はその書籍をこしらへる爲に費される經費の中の唯一部分を爲すに過ぎず、其の他の經費は出版者に依つて用紙の供給者、印刷者、石版印刷者及び製本者に對して順次に支拂はれた金額より成る。書籍を作るたび毎に生産過程

の個々の段階を、恰かも工場簿記に於いて次ぎ々に引續いてある製造過程に就いて行はれてゐる様に、發生順に、費用額として現はす特殊の勘定を設置することが有益である。そうすれば出版部數に依つて割つた費用總額が各冊の原費價格を示すことになる。斯くて貸借對照表作成の時に當つて出版が猶ほ未だ完成してゐない場合には、原稿料の費用は獨立勘定、又は一層良い方法としては總ての在來の製作費を包含する勘定に入れられ、斯かる勘定として借方に編入される。これに反してその印刷が完了した場合には原稿料は書籍在高の中に一緒に含まれ、かゝる型式で借方として計上されるのである。

原稿料勘定或は版權勘定は通例出版の完成と共に消滅する。只非常に稀ではあるが、原稿料勘定が少くとも一部分だけ猶ほ存続することがある。併しそれは版權が管に一版だけでなく數版に就いて獲得されてゐることゝ、出版者が猶ほ數版を出版出来るといふ豫想に對して十分の理由を持つてゐることとの二つの前提が置かれる場合に限る。實際家はかゝる事情の認定が如何に困難であり且つ如何程慎重に行はねばならぬかを理解するであらう。事實或る著述が數版を重ねて出版せらるべき見込が十分在る場合には、出版者が原稿料勘定の一部のみを第一版の製作費に繰り入れ、殘額を原稿料勘定のまゝとして之を當分假りに貸借對照表に記載することも、決して非難すべきことではない。併しこれは常に例外として許さるゝのみである。

特許權、利益享受權に對して行はれた支出も同様に利用の出来る經費として貸借對照表に現はれるが、只これ等、特に特許權に於いては、特殊の場合に借記すべき費用の額は種々に異つて測定さるゝを得るのみである。外部より獲得する場合、即ち購入の場合には勿論費用額は直ちに明瞭であるが、或る工業の所有者が自己の勞働乃至その用人の勞働に依つて特許權を獲得した場合には之は、明瞭ではない。かゝる場合には費用の範圍が可成り廣きに亘

つてゐる。而も殆ど十中八九までは單に特許局に對する出願及びその際に運動する特許辨理士に就いて支拂つた費用だけが特許權勘定に課せられ、その上更にその實驗に携つた使用人の行動が専ら實驗勞働に充てられた場合には、之に對する俸給がその中に含まれ、此の特許の準備及び取得のために行はれた旅行費用の如きも亦之に加へられる。實驗に使用された材料に就いて、その費用を高く特許權勘定に計上しようとする場合、少くとも費用を借方として處理する點に關しては、許容すべき範圍が踏み越えられるのではなく、猶ほ遵守されてゐるものと解す可きである。何となれば最初に費用を特許權勘定に記帳することは、未だ決して年度計算に於いて之を借記することゝ同一ではない。即ち單に特許權に就いて發生した費用の總てを明瞭に一覽する目的を以つて、屢、かゝる費用が一個の勘定に記入されることがあるのであつて、次いで年度計算を行ふに當つてはその大部分が再び銷却されて往々一馬克まで切り下げられることさへあるからである。故に前記の如き手續も、貸借對照表に對しては當該經費が最初から損失として記帳された場合と全然同様の結果を來すのである。

或る事業の所有者若くは管理者、例へば株式會社の重役の如き者が特許權の傳來的獲得費若くは獨創的獲得費を、殊にそれが巨額に上る場合に、取得年度に於いて一馬克まで切り下げようと欲しないか、若くはかゝる手段を取らないものとするれば、彼は第一年度から始めて之を銷却して行かねばならぬ。習慣に従へばその利用可能期間の決定並びに之に伴ふ減價銷却割當額の決定は、各特許權者の主觀的推測には些かも委ねられてゐない。何となれば、これを許せば、危険なことには特許權に對して極めて著しい樂觀を助長し、減價銷却に就いて根柢のないやうな結果を招く危険が在るからである。多く特許權の所有者は、慣習上、その獲得費を三ヶ年乃至四ヶ年の内に、而して長くとも五ヶ年以内には、全部銷却しなければならぬとしてゐる。この慣習は存續期間の平均を來さしむること明か

である。これは特許辦理士ノイマンが一九〇五年に公にした特許期間及び特許料に關する著書の中に記してある報告に依つて明かに證明される。何となればそれによると、獨逸に於いては特許權は平均して既に五ヶ年の後には手數料の繼續支拂のない爲に失効するからである。従つて特許權の利用可能性も同様に平均して五ヶ年以上繼續することを得ないのである。

かくて又特許權の場合に於いても物的使用目的物に於けると全く同様に、獲得費が減價銷却に依つて財産客體の使用可能期間に配賦されるのであつて、かゝる期間の測定は確實な經驗率に基づくものであることが明かになる。而して本來の意味に於ける使用物件の貸借對照表上に於ける取扱ひと、廣義の使用物件のそれとの比較に就いては更に解説を加へて置かねばならぬ。即ち吾人は特許費用の減價銷却に依つても亦、畢竟將來の損失が現在に對して豫め轉嫁せらるゝのであると云ふことが出来るのである。何となれば特許權に投ぜられた金額が、經驗上その經濟的使用可能性の失はれる時期に先立つて銷却されるならば、これ正に將來の損失の一部が現在の損益計算に編入せらるゝものに外ならぬからである。

専門の文獻上に於いては、無形價值若くは觀念的價值なる名稱を以つて營業若くは事業の獲得費、或は商號の獲得費を意味する。此の點に考慮を拂ひ、そして更にかゝる費用は三ヶ年乃至五ヶ年の内に銷却されるといふ既に上段第六章において述べた慣習を解説せんが爲には、今此處に於いてそれが貸借對照表上の表現の體系中に存せずして、所謂廣義の比例評價に算ふべきであるか否かといふことが、併せて論ぜられなければならぬ。成績の良好な營業を購入した場合には購買者は確かに獲得費と定められた借方の金額に等しい額を取得し、その上特に借方の總體と結合せる収益の機會に對する額をも取得する。この點に就いては第六章の參照を請ふが、その場合に擧げた例を

取つて見るならば、凡そ十萬馬克の借方を有し且つ債權者勘定の殆ど全く存せざる營業に對して十三萬馬克を支拂つたとする。此の場合後の所有者は前の所有者よりも多く、即ち十萬馬克より多くの額を、本來の借方に投じた譯では決してないし、又収益機會に相當する過剩の三萬馬克は營業財産に投ぜられたものではなく、只以前の所有者の懷中に入つたものに過ぎないといふことは、極めて明瞭である。併しながらこの場合猶ほ次の様に反問して見なければならぬ。即ち後の所有者が時として特殊の營業獲得費、即ちこの場合では三萬馬克を、開始貸借對照表に借方として編入することは、營業財産に投ぜられ、自から増加する所の費用に關する計算としての貸借對照表の性質と、如何にして調和せしむるを得るであらうかと。

此の回答は出發點を正しく撰ぶといふことを前提とすれば、可成り簡單である。

營業財産として綜括されてゐる借方は、使用物件、換言すれば収益に貢獻する總體的物件と見做すことが出来る。然らば具體的使用物件を包含する通例の年度貸借對照表の作成に當つては、物件の耐用年度内に於いて各年度毎にその獲得費の一部が、そして終局に於いてその總額が、回收されるまでは、利潤が問題とならないと同様に、營業の總體的物件に於いても亦、營業をそのまま獲得することに對して投ぜられた費用が回收されないうちは、利潤は問題にはならない。それ故具體的使用物件に就いて、各年度の収益が獲得費の割當額を減價銷却することに依つて削減されると同様の方法で、營業の總體的物件に於いても亦等しく獲得費は減價銷却による割當額として各年度の収益に負擔せしめられる。併しながら、かゝる費用は一般的に減價銷却を行はれるのであるから、その爲に豫め開始貸借對照表に借方として繰り入れて置かなければならないのである。